

令和2年3月4日

医療局病院経営本部が所管する契約約款の取り扱い変更について

医療局病院経営本部が所管する契約約款のうち、下記のものについては、廃止いたします。
今後は、横浜市財政局契約部が制定する契約約款を準用することとします。

1 廃止する契約約款

- (1) 物品供給契約約款
- (2) 物品製造（印刷製本）請負契約約款
- (3) 委託契約約款
- (4) 設計・測量等委託契約約款
- (5) 修繕請負契約約款
- (6) 賃貸借契約約款（レンタル用）
- (7) 賃貸借契約約款（リース用）
- (8) 電力供給契約約款
- (9) 売払契約約款

2 準用について

今後は、横浜市財政局契約部が制定する契約約款を準用します。

具体的には、「市長」を「病院事業管理者」に「横浜市契約規則」を「医療局病院経営本部契約規程」に読み替えて適用してください。

なお、横浜市財政局契約部が制定する契約約款は、「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からダウンロードから入手してください。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

3 適用日

契約日が令和2年4月1日以降となるものについて適用します。

4 その他

令和2年4月からの改正民法の施行に伴い、受発注者のかし担保責任に関する項目などが改正となっています。

詳細については、「ヨコハマ・入札のとびら」の「お知らせ」欄からご確認ください。

担当：医療局病院経営本部病院経営課

電話：671-4824